

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案
担当部局	国土交通省住宅局建築指導課 電話番号: 03-5253-8111 e-mail: kenshi@mlit.go.jp
評価実施時期	平成27年12月3日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】</p> <p>(1) 金属等を用いない伝統的工法の利用を容易にするため。 (2) 延焼の防止等防火関係に係る規制を見直すとともに、事業者の創意工夫による新構法等、多様な設計方法の導入を可能とするため。 (3) 避難関係規定等の適用に係る規制を見直すとともに、事業者の創意工夫による新構法等、多様な設計方法の導入を可能とするため。 (4) 特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等に係る規制を見直すとともに、事業者の創意工夫による新構法等、多様な設計方法の導入を可能とするため。 (5) 非常用出入口の設置基準に係る規制を見直すとともに、事業者の創意工夫による新構法等、多様な設計方法の導入を可能とするため。 (6) 型式適合認定を受けた建築物についても建築主のニーズに合わせた建築設備の設置を可能とするため。 (7) 超高層建築物に係る規制を見直すことにより既存ストックの有効活用の促進など、新たなニーズに適確に対応するため。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>(1) 構造関係規定の合理化関係</p> <p>① 木造建築物の柱と基礎の接合方法の追加 柱と基礎との接合方法について、だば継ぎ等による接合方法を追加することとする。</p> <p>② 木造建築物の床組等に係る火打材の使用と同等の仕様の追加 床組及び小屋ばり組の変形防止方法として、火打材の使用のほか、一定の厚さ・幅の木板等の使用を可能とすることとする。</p> <p>(2) 延焼の防止等防火関係規定の合理化関係</p> <p>① 耐火性能検証を行う建築物における遮熱性の基準の合理化 建築物の遮熱性の基準について、加熱面の裏面が面する室において内装材量を不燃材料等とするなど一定の延焼防止措置が行われている場合には、当該裏面の温度については、可燃物燃焼温度を一定の範囲内で超えることを認めることとする。</p> <p>② 飛び火による建築物の火災を防止する屋根の性能の合理化 屋根の燃え抜けが許容される建築物の構造として、屋根以外の主要構造が準不燃材料で作られたものに加え、一定の不燃化措置を講じた構造を認めることとする。</p> <p>③ 小屋裏等を通じた延焼防止措置の合理化 天井を強化天井とした階等については、間仕切壁を小屋裏等に達することを不要とすることとする。</p> <p>(3) 避難関係規定等の適用に係る合理化関係</p> <p>① 避難関係規定等の部分適用 建築物の二以上の部分が、相互に火熱又は煙若しくはガスによる防火上有害影響を及ぼさない一定の構造である場合における当該部分について、避難関係規定等の適用については、それぞれ別の建築物とみなすこととする。</p> <p>② 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化 建築物の避難安全性能に関し、一般的な避難安全検証法ではなく、個別の検証により大臣認定を受けることができるものについては、その対象となる建築物の限定を削除することとする。</p> <p>③ 全館避難安全検証による避難階段の規定の読替え適用 全館避難安全性能を有することが確認された建築物の屋内に設ける避難階段については、避難階まで直通することに加え、屋上広場等を経由して地上まで避難することも認めることとする。</p> <p>(4) 特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等の性能規定化 特別避難階段及び非常用昇降機の基準として、その付室等の構造は、煙が付室等を通じて階段室等に流入することを有効に防止できるものとして大臣が定めた構造方法を用いるか大臣認定を受けたものとする。</p> <p>(5) 非常用出入口の設置基準の合理化 非常用出入口の設置を要しない場合として、一定規模以上の空間を有し、かつ、当該空間から容易に各階に進入することができる一定の構造である場合を追加することとする。</p> <p>(6) 型式適合認定の対象とする一連の規定の範囲の合理化 型式適合認定を受けることができる型式の類型として、建築設備も含めた建築物に係る規定に適合する型式適合認定に加え、建築設備のみを除いた建築物に係る規定に適合する型式適合認定を追加することとする。</p> <p>(7) 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加 既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物に超高層建築物(高さ60mを超える建築物)を追加することとする。</p>

	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【政令案の名称】 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案</p> <p>【関連条項とその内容】 (1) 構造関係規定の合理化関係 ① 木造建築物の柱と基礎の接合方法の追加(第42条第1項関係) ② 木造建築物の床組等に係る火打材の使用と同等の仕様の追加(第46条第3項関係) (2) 延焼の防止等防火関係規定の合理化関係 ① 耐火性能検証を行う建築物における遮熱性の基準の合理化(第108条の3関係) ② 飛び火による建築物の火災を防止する屋根の性能の合理化(第109条の6及び第136条の2の2関係) ③ 小屋裏等を通じた延焼防止措置の合理化(第112条第2項及び第114条関係) (3) 避難関係規定等の適用に係る合理化関係 ① 避難関係規定等の部分適用(第117条第2項、第129条の2の2、第137条の14第2号関係) ② 避難安全検証を適用できる建築物の範囲の合理化(第129条、第129条の2関係) ③ 全館避難安全検証における避難階段の規定の読替え適用(第129条の2関係) (4) 特別避難階段の付室等に設ける排煙設備等の性能規定化(第123条第3項第2号、第129条の13の3第13項関係) (5) 非常用出入口の設置基準の合理化(第126条の6第3号関係) (6) 型式適合認定の対象とする一連の規定の範囲の合理化(第136条の2の11関係) (7) 法第20条について既存不適格のまま増改築等を行うことができる特例の対象建築物への超高層建築物の追加(第137条の2及び第137条の12関係)</p>
想定される代替案	(1)～(5)、(7) 特になし (技術的検証を踏まえた規制の緩和であるため、当該技術的検証を踏まえていない規制の緩和等、本案以外の代替案を設定することは困難である。) (6) 建築設備以外の規定も一連の規定から除外する。	
規制の費用	費用の要素 代替案の場合	
(遵守費用)	(1)～(5)、(7)	
	多様な設計方法が可能となり、より低いコストの材料・構法を選ぶことができることから建築コストが減少する。 (6) 建築設備について建築基準関係規定への適合性の確認が必要になるものの、建築主の要望に応じた建築設備を用いることが可能となるとともに、型式適合認定を取り直すことや通常の建築確認申請を行うことに比べ建築コストが減少する。	特になし。 建築設備、建築部材等について建築基準関係規定への適合性の確認が必要になるものの、建築主の要望に応じた建築設備、建築部材等を用いることが可能となるとともに、型式適合認定を取り直すことや通常の建築確認申請を行うことに比べ建築コストが減少する。
	(1)～(5)、(7)	
	申請に係る建築物の建築設備について、建築基準関係規定への適合性の確認が必要になるため、審査に係る行政コストは増加する。	特になし。 申請に係る建築物の建築設備、建築部材等について、建築基準関係規定への適合性の確認が必要になるため、審査に係る行政コストは増加する。
(その他の社会的費用)	(1)～(7) 特になし。	
規制の便益	便益の要素 代替案の場合	
(1)～(5)、(7)		
本規制案(緩和)を導入することにより、多様な設計方法の導入が可能となる。		特になし。
(6)		
本規制案(緩和)を導入することにより、建築主の要望に応じた建築設備を用いることが可能となる。		代替案を導入することにより、建築主の要望に応じた建築設備、建築部材等を用いることが可能となる(ただし建築部材等に対するニーズは少ない)。

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1)～(5)、(7) 本規制案(緩和)による費用は減少し、かつ、多様な設計方法が可能になるという便益が発生するため、便益は費用を上回っている。</p> <p>(6) 本規制案(緩和)により、行政費用はわずかに発生するものの、建築主の要望に応じた建築設備を用いることが可能になることにより大きな便益が発生するため、便益は費用を上回っている。 一方、代替案は、当該規制案よりも行政費用が大きく発生するとともに、ニーズが少なく、便益は小さいため、本規制案(緩和)の方が代替案よりも効率的である。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○建築基準法の一部を改正する法律(平成26年法律第54号)附帯決議(衆議院) ○規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定) ○防火関係規定について、建築防火基準委員会に報告し、外部有識者等の意見を聴取</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>平成33年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施。また事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>備考</p>	<p>今回の改正は、既存ストックの有効活用、多様な設計方法の導入など新たなニーズに適確に対応し、経済活性化を支える環境整備を推進するものであり、有効なものである。</p>